

平成30年補装具費告示改正の概要

- (1) 基準額の改定
 - 補装具費の基準額に係る実態調査の結果を踏まえた改定
- (2) 借受けの追加
 - 従来の購入、修理に加え新たに借受けを追加したことに伴い、別表2として借受け基準を新設。
 - 特例補装具は借受けの対象とならない旨、本文に記載。
- (3) 用語の整理
 - 義眼、眼鏡で混乱がないよう文言修正
 - 義肢、装具でJISの定義を適用
- (4) 項目の追加（修理基準）
 - 電動車椅子に「バッテリー（リチウムイオン電池）交換」を追加
 - 重度障害者用意思伝達装置の項中「視線検出式入力装置（スイッチ）交換」を追加。

補装具費支給制度における借受け導入について

平成29年9月20日第60回障害者総合支援法

概要

補装具費の支給については、「購入」を基本とする原則は維持した上で、障害者の利便に際して「借受け」が適切と考えられる場合に限り、新たに補装具費の支給の対象とする。（3年に1回の見直しの中で、社会保障審議会での小児の車椅子のレンタルの検討が出た）

障害者総合支援法の条文

第六十六條 国は、補装具費は障害者の障害者から申請があった場合において、当該申請に係る障害者の障害の程度に応じて、当該障害者が補装具の購入、修理又は改修に必要となる費用を自己負担するよりも必要とする者である旨及び当該補装具の購入又は修理又は改修に必要となる費用を自己負担するよりも必要とする者である旨及び当該補装具の購入又は修理又は改修に必要となる費用を自己負担するよりも必要とする者である旨を定めることとする。

第六十七條 国は、補装具費は、障害者の障害の程度に応じて、補装具の購入、修理又は改修に必要となる費用を自己負担するよりも必要とする者である旨及び当該補装具の購入又は修理又は改修に必要となる費用を自己負担するよりも必要とする者である旨及び当該補装具の購入又は修理又は改修に必要となる費用を自己負担するよりも必要とする者である旨を定めることとする。

- 2月9日のパブリックコメント募集では、いずれの価格も2~4%上がっています。腰椎コルセットは26147円から26671円と2%上がります。(C-5軟性採型と腰椎支持部軟性) 上がるのは以下の通りです。
 1. 殻構造、骨格構造の基本価格 B-1, B-2, B-3, B-4 が最高33% (B-4差し込み) 上がっています。
 - ところが修理の殻構造、骨格構造の基本価格は上がっていません。
 2. 下肢装具にカーボン装具チェックソケット装具が追加されています。(大腿部16600円など)
 3. カーボン装具支持部が追加されています。(大腿支持部52900円など)
 4. 義眼や補聴器などが大きく上がっています。
 5. 借り受けのことが一部かかれています。
 6. 車椅子の修理が大きく上がっています。(フレーム交換が42%な

借受けの基本的な考え方

- 補装具は、身体障害者・児の**身体状況に応じて個別に身体への適合を図るよう製作されたもの**を基本としていることから、**購入することが原則である。**
- このため、補装具の借受けについては、障害者総合支援法において、「**借受けによることが適当である場合**」として、**次の場合に限り**としている。
 - ① 身体の成長に伴い、補装具等の**短期間**での交換が必要であると認められる場合
 - ② 障害の進行により、補装具の**短期間**の利用が**想定される場合**
 - ③ 補装具の購入に先立ち、複数の補装具等の比較検討が必要であると認められる場合

補装具費の支給

- 補装具費の支給は、購入と同様の手順となりますが、借受け期間中は毎月支給することになります。初回は従来通り申請、判定、支給決定を行った上で補装具費を支給します。2月目以降は、申請者又は代理受領を行う事業者からの請求によって、補装具費を支給します。支給決定時に想定した借受け期間が終了した場合は、改めて更生相談所等により必要性を判断することになるので、再度、判定・支給決定を行った上で、補装具費を支給します。
- なお、借受けの単位は暦月ですが、その月の途中で借受けを開始した場合は又は終了した場合は、日割り計算により、借受けに係る補装具費が支払われることとなります。
- 支給決定期間終了後の取扱い
- 支給決定時に想定した期間が終了した場合は、購入が可能か、借受けをするかを検討した上で、再度支給決定を行います。その場合においても、更生相談所の医学的判定や助言に基づき判断が望めます。

借受け期間の考え方

借受け期間をどの程度にするかは個別に判断することになります。購入前に製品や部品を比較検討する場合は数週~数カ月が想定されます。成長や障害の進行に対応する場合は、1年までを原則として最長3年が想定されます。

種目・品目	借受け期間	借受け期間の延長・購入の考え方
座位保持装置 構造フレーム 歩行器 座位保持椅子	原則1年まで、 最長3年	実際に生活や就学の場面で使用し、身体の成長に応じてサイズ変更が必要な場合には適宜借受けを終了し、適合するサイズのものに変更して借受けを延長する。成長の度合いが安定した場合は購入に至る。歩行器、座位保持椅子の必要性を検討するため、実際に生活や就学の場面で使用して効果を確かしてから購入に至る。
重度障害者用 意思伝達装置 (本体)	原則1年まで、 最長3年	コミュニケーション手段として使用が可能かを見極めるために借受けを利用する。実際に有用性が確認できればその製品を購入するか借受けの延長で使用する。
義肢、装具、 座位保持装置 の完成用部品	数カ月~1 年	実際に生活や就学の場面で使用し、その製品や部品が適当なのかを判断する場合と、複数の製品や部品を順次借受けして最も適切な製品を選択する場合がある。いずれも借受けの延長で緊くことせず、購入に至ることを原則とする。

補装具費支給制度における借受けにおいて対象となる種目について

補装具費支給制度における借受けについては、以下の種目を対象とする。

増補	対象種目等
成長への対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 座位保持装置の完成用部品のうち、「構造フレーム」 ※構造フレーム：構造が固定された状態で使用可能な構造に適合するもの ● 歩行器 ※歩行器：歩行機能を果たし、駆動部に体重を支える用具 ● 座位保持椅子 ※座位保持椅子：坐位を保持することが可能な状態で日常生活の中で使用する用具
障害の進行への対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 重度障害者用意思伝達装置(本体のみ) ※意思伝達装置…重度の聴覚・言語・身体機能障害者が意思の伝達を行うための用具 <p>※電動機は駆動するが言語の理解にスキルが向上する可能性があることに留意する。</p>
仮合わせ前の試用	<ul style="list-style-type: none"> ● 義肢、装具、座位保持装置の完成用部品 ※義肢…上肢及び下肢に必要のある部分の複製を複製し、又は複製した複製体を代替するための用具、器具、装置 ※装具…上肢及び下肢の複製に必要のある部分の複製を複製させたり上下を制御した複製体を使用した代替用具

● 障害者の申請については、身体障害者更生相談所の助言を求めることが望ましい。

● 対象となる種目は補装具費第1項に規定するいわゆる「特種補装具」を除く。

● 補装具のうち、申請書の添付において使用される種目については、医療保険が補装具費支給制度の関係種目について整理が必要であり、継続して検討。これまでも現場で行われてきた数種類の履脚車やクッション履脚などの比較検討のために、補装具の判定場面に業者が用意してくる、いわゆる「デモンストラーション」は借受け費支給の対象には該当しない。

● 当面は上記の種目を対象とするが、将来的に対象種目については引き続き検討。